

令和3年11月25日

## 第155回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第155回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年11月15日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第13号  
会議年月日 令和3年11月25日  
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、  
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、  
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、  
17番 河内克倫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦  
事務局次長兼  
農業振興係長 菊池今英  
農地係長 多田由香子

本日の案件 第155回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に  
ついて  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ  
る届出について  
議案第42号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に  
対する可否決定について  
議案第43号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第44号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ  
ん委員の指名について  
議案第45号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第48号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
議案第49号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後2時

議 長	<p>ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を10番、鈴木重徳委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第155回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b>  続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思います。</p> <p>10月29日、令和3年度岩手県農業委員会大会第1回運営委員会。開催要項の検討、役割分担を検討いたしました。</p> <p>11月6日、市勢振興功勞者、菅原貞子さんの火葬に参列してございます。</p> <p>11月10日、令和3年度岩手県農業委員会大会第2回運営委員会。農業委員会大会の事前の役割等の確認でございます。同じく11月10日、令和3年度岩手県農業委員会大会で田中ナオ子委員が表彰されてございます。</p> <p>11月22日、令和3年11月遠野市議会臨時会。副市長並びに監査委員、選挙管理委員の選任に伴うものです。</p> <p>11月24日、新副市長辞令交付式及び就任式に参加してございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  それでは、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>事務事業経過報告書により説明いたします。</p> <p>11月2日から9日、令和3年度農地相談会を開催しております。</p> <p>11月9日、女性の農業委員会初任者委員のための研修会に菅田委員が出席しております。</p> <p>11月10日、令和3年度岩手県農業委員会大会に出席しております。同日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>11月12日、いわてポラーノの会第3回理事会及び設立20周年記念式典実行委員会、あわせて、いわてポラーノの会・いわて女性の活躍促進連携会議「農山漁村で輝く女性部会」合同研修会に小向委員が出席しております。</p> <p>11月15日、農地転用等現地確認調査を行っております。</p> <p>11月16日、遊休農地解消活動のエゴマ脱穀を行っております。</p> <p>11月19日、エゴマ（じゅうね）を使ったみのむしなばんと鎌焼きもちの料理教室を開催しております。</p> <p>11月22日、令和3年度第8回運営委員会を開催しております。</p> <p>本日、第155回遠野市農業委員会総会です。</p> <p>11月26日以降の主な行事予定になります。</p> <p>11月27日、遊休農地解消活動としてエゴマの選別・水洗いを田中ナオ子委員さん宅で午前9時から実施します。</p> <p>11月29日、令和3年度後期農業者年金巡回相談が開催されます。</p> <p>11月30日から12月10日まで、令和3年12月遠野市議会定例会が開催されます。</p> <p>12月2日、本県選出国會議員への政策要請及び令和3年度全国農業委員会会長代表者集会在開催されます。</p> <p>12月3日から8日までの期間に、オンライン受講として、令和3年度農業者年金加入推進セミナーが開催されます。</p> <p>12月7日、いわてポラーノの会設立20周年記念式典、あわせて、令和3年度北海道・</p>

	<p>東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が盛岡で開催されます。</p> <p>12月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>12月14日、令和3年度第3回地域農業マスタープラン実践塾に青笹班が参加いたします。</p> <p>12月15日、農地転用等現地確認調査です。</p> <p>12月17日、市町村農業委員会会長職務代理者・部会長等研修会がオンラインで開催されます。</p> <p>12月21日、令和3年度第9回運営委員会。</p> <p>12月23日、第156回遠野市農業委員会総会が開催されます。あわせて、第5回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会も開催されます。</p> <p>12月28日、遠野市農業委員会、仕事納めの式です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p><b>【報告事項】</b></p>
議 長	<p>次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。1ページから2ページです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は10件です。</p> <p>内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番から4番、6番、7番、9番、10番は子が相続、番号5番は配偶者、8番は弟が相続です。</p> <p>今後については、番号1番、2番が自己耕作、番号3番から6番が自己管理、番号7番は売買希望、番号8番は自己耕作、一部貸付、番号9番、10番は一部地域の担い手が耕作し、その他は地域で管理されています。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。3ページから5ページです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は16件です。</p> <p>番号1番から14番は、法人から個人に切り替えるため解約するものです。なお、この後、議案第45号でそれぞれ改めて農地利用集積計画の申請が提出されておりますので、審議していただきます。番号15番、16番は、借人が耕作できなくなったことから解約するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p>
17番委員	<p>17番、河内です。法人から個人へということですが、その理由をお聞きしたいです。</p>
農 地 係 長	<p>お答えいたします。この会社で飲食業、農業を経営しておりましたが、農業部門についてはこの会社から切り離して、あとから議案第45号でご審議いただきますが、基</p>

	<p>盤法で個人での貸付となります。会社の社長さんが個人で農地を借り受けるというものであります。</p>
17番委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>その他、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局長	<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。6ページです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、作業の利便性を図るため、畦畔を除去するものです。</p> <p>番号2番、作業の利便性を図るため、区画拡大と通作路の整備を行うものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に11番、鬼原壽一委員、12番、佐々木義弘委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係長	<p>第155回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計11件、190,947.83㎡。</p> <p>利用集積、今月計32件、141,769.16㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、574㎡。</p> <p>法第5条、今月計2件、8,144㎡。</p> <p>適用外、今月計3件、611.22㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計16件、67,088㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、議案第42号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>

農地係長	<p>9ページ、10ページになります。議案第42号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番から4番、6番から7番は、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借の再設定です。使用貸借期間はいずれも10年です。</p> <p>番号5番、借受人は当市に空き家を購入し、新規就農のため申請地を借り受けるものです。議案第43号で別途ご審議いただきますが、この借り受け地の他に農地667㎡を取得し、合わせて経営面積が1,146㎡となりますので、下限面積要件10アールを満たすものであります。</p> <p>以上7件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>はい。ここの田ですけれども、借受人の購入した空き家の後ろに存在する田でございまして、特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p><b>【日程第3】</b>  日程第3、議案第43号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>11ページです。議案第43号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は高齢で農業を廃止するため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は、面積が小さく耕作不便であることから贈与で譲り渡すものです。申請地は譲受人の農地と隣接しておりまして、長年、譲受人の世帯で耕作を行っていたものであります。</p> <p>番号3番、父から子へ生前贈与するものです。</p> <p>番号4番、譲受人は遠野市に移住し新規就農するため要請し譲り受けるものであります。</p> <p>以上4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●担当の萩野です。15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地の確</p>

		認に行ってまいりました。場所は、●●●の■■■■■■■■の向いに●●●踏切がありまして、そこを渡ったところに■■■■■さんがいます。その道路向いにある農地です。譲受人は82歳になっていますが、実際は娘婿さんが一生懸命耕作しているということなので問題ないものと確認してきたところですので。よろしくお願いします。		
議	長	●●地区担当推進委員、お願いします。		
推	進	委員	●●地区の大里です。15日、事務局3名、農業委員2名、推進委員3名で現地を確認しました。隣接しているところにあり、譲り受けたいということで、問題ないと思います。以上です。	
議	長	●●地区担当推進委員、お願いします。		
推	進	委員	●●地区、多田です。事務局3名、農業委員1名、推進委員2名で現地確認をしました。場所は■■■■■■■■■■のほ場と隣接するところになりますけれども、先ほどもありましたように、購入した住宅の後ろにある畑でございます。特に問題ないと思います。	
議	長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。		
		[「なし」と呼ぶ者あり]		
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。		
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]		
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり「可」と決しました。		
議	長	【日程第4】 日程第4、議案第44号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。		
農	地	係	長	12ページです。議案第44号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について、意見を求めるものです。 あっせんの申出内容につきましては記載のとおりであります。本件のあっせん委員として鬼原壽一委員、佐々木泰文委員を指名するものです。 説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。		
		[「なし」と呼ぶ者あり]		
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第44号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。		
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]		
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり「可」と決しました。		

<p>議長</p>	<p>【日程第5】  日程第5、議案第45号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。  事務局に説明をいたさせます。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>13ページから19ページです。議案第45号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は32件で、利用権設置の新規が23件、更新が9件となっています。なお、新規の内6件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。また、14ページの番号4番、6番、7番、15ページの番号8番から10番、及び12番、16ページの番号13番、17ページの番号17番から22番の合計14件は、法人で借り受けていたものを認定農業者となった個人の借り受けに切り替えるものです。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号2番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号3番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号4番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号5番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号6番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号7番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号8番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号9番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号10番、新規で、契約期間2年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号11番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号12番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号13番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号14番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号15番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号16番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号17番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号18番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号19番、新規で、契約期間4年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号20番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号21番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号22番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号23番、更新です。</p> <p>番号24番、更新です。</p> <p>番号25番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号26番、更新です。</p> <p>番号27番、更新です。</p> <p>番号28番、更新です。</p> <p>番号29番、更新です。</p> <p>番号30番、更新です。</p> <p>番号31番、更新です。</p> <p>番号32番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満</p>



		<p>たしていること、の各要件をみたしております。          以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第45号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第6】          日程第6、議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>20ページです。議案第46号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は自宅が老朽化したため住宅を新築しようとするものです。場所の選定にあたりましては、申請地が自己所有地であること、また、現住宅が高台に位置し山林に接しており、近年の豪雨のたびに山間部から土砂が宅地内に流れ込み危険にさらされている状態であることから、安心して暮らせる場所に住宅を建築したいという思いから、申請地を適地として選定したものであります。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可できるものです。事業費につきましては自己資金及び融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書及び融資事前回答書を確認しております。</p> <p>以上1件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。■■地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>はい。場所は●●に■■■■■がありますが、そこから北側に50mくらいの農地です。現在畑として利用しているようですが、事務局から説明があったとおり、現在住んでいる土地が生活に不便ということでやむを得ないものと確認してきたところです。よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第46号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり「可」と決しました。</p>



議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第48号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり「可」と決しました。  【日程第9】
議	長	日程第9、議案第49号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	長	23ページです。議案第49号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。 番号1番、申請人は昭和38年に住宅を建築し現在にいたってしまったものです。今回、子への贈与の手続きにおいて農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要であることを認識していなかったと思われるものです。 番号2番、申請人の亡父が平成12年に住宅を建築しましたが、その際、住宅の一部が畑にまたがって建築され現在にいたってしまったものです。今回、相続登記の手続きをする中で農地であることが判明したものです。当時、亡父が農地法の手続きが必要であることを認識していなかったと思われるものです。 番号3番、申請人の亡母が昭和48年に住宅を建築して以来庭として使用し、現在にいたってしまったものです。今回、財産の整理を検討する中で農地であることが判明したものです。当時、亡母が農地法の手続きが必要であることを認識していなかったと思われるものです。 以上3件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		●●地区推進委員の小向です。11月15日、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地確認をしました。場所は●●地区と●●地区の2件です。2件とも20年以上前に住宅が建てられていて、適用外と確認しました。
議	長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		●●地区です。農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で現地確認いたしました。場所は国道■■■■号線、■■■■の真向かいに位置する場所でございます。面積は非常に小さくて、隣接する部分についてはすでに舗装されて駐車場等として利用されていますので、宅地とするのが妥当と考えます。
議	長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第49号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

議 長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
議 長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>それでは、事務局から。</p>
事務局次長	<p>資料をお配りしている内容について2点、農地相談会の報告と家族経営協定の推進について説明いたします。</p> <p>最初に農地相談会の報告についてですけれども、1枚ものでお配りしております。</p> <p>1番、実施状況ということでまとめております。今回は11月2日、4日、5日、8日、9日ということで皆さんにお取り組みいただきました。時間も工夫しまして、通常1時30分から3時30分までというところを綾織地区は午後4時から6時まで取り組んでいただきました。今回の相談者は25人、記載のとおり各地区とも相談を受けております。内容は別紙1となっています。この後説明します。結果ですけれども、農地の日の活動として平成29年度から開催しておりますので今年は5回目の開催となっております。相談件数は昨年度が16件でしたので今回は9件多い25件となりました。始めた年は相談のない地区もあって、PRが大事ということで、農業委員会だより、チラシ、遠野テレビを利用してきまして、そういうものの効果もあったと感じているところです。相談会に行けないからと直接委員さん宅を訪ねた例がありました。それから、農地パトロールの非農地事前通知や利用意向調査について説明する機会として有効に利用されている地区もありました。</p> <p>細かいところですが、裏面をご覧いただきたいと思います。項目ごとに並べています。遠野地区から宮守地区まで、相談内容についてです。内容について種類ごとにまとめたものが下の表でございまして、今回25件あったわけですけれども、売りたい・貸したいという内容が10件、非農地への地目変更が8件、今後の管理については4件、その他の手続きや契約等が3件という内容になっておりました。</p>
議 長 事務局次長	<p>相談結果の報告のところで、別紙2の結果欄っていうのは。</p> <p>別紙2ですが、今それぞれのお手元には配っておりませんが、班長さんのところに封筒をお配りしておりましたが、その中に別紙2の各地区で受け付けた相談報告の詳しい資料を入れておきました。委員さんの数だけ入れておきましたので、まだ、この後解決に向けて取り組んでいただかなければならないということで、推進班会議を開いていただいたり、それぞれ連絡を取り合って取り組みいただきたいと思います。それで、相談結果の報告ということで、当日解決しなかった案件について、対応完了という赤書きがあるところは終わりなのですけれども、空欄になっているところは取り組みいただいて、12月総会後に検討会がありますので別紙2に結果を書いたものをお配りして確認したいと思います。12月13日までに取り組み状況を記入して事務局までご提出お願いしたいと思います。相談は受けたけれどもその後がどうなったのかあまいにならないように取り組んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>相談会については以上になります。</p> <p>もう1点、家族経営協定の推進についてということで、皆さんに候補者を選んでいただいたり、声掛けとか、素案の作成とか、それぞれ取り組みをいただいております。今日、お配りしている資料の裏側に活動の流れということで、太枠にしておりますけれども、11月総会では進捗状況をご報告ということでしたので、用意した資料になります。</p> <p>表に戻っていただいて、進捗状況です。今、新規、更新とも締結が完了したところ</p>

	<p>はありません。地区別でもまだ数値は入っていません。地区別に、事務局の方で状況をお伺いしましてその状況を各地区で記載しておりましたが、例えば遠野地区では、事務局に提出いただいて、会長から決済をいただいて、上の方のハンコをいただくかという流れでございますし、その他、綾織地区では話し合い中とか、ここに記載しているとおりそれぞれ取り組んでいただいておりますので、その状況を報告いたします。引き続き取り組みいただければと思います。</p> <p>家族経営協定については以上になります。</p>
議 長	<p>それでは、農地相談会並びに家族経営協定の推進について質問等ございますか。</p>
10番委員	<p>遠野の場合は、事務局に既に提出しているので決済さえもらえばすぐできるということですが、いつ頃になりますか。</p>
事務局 長	<p>はい、お答えいたします。今、決裁中ですけれども、12月1日付けで締結する形になります。</p>
議 長	<p>今、何件くらいですか。</p>
事務局 長	<p>遠野1件、あと1件調整中です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
10番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>それ以外で。</p>
事務局次長	<p>それでは何点か、細かいところを説明させていただきます。</p> <p>1つ目はお願いになります。横長の用紙で、「12月1日締め切りで事務局まで」という用紙をお配りしていたしました。農地利用最適化交付金関係で成果実績を県から求められておりました、内容は農業委員さん、推進委員さんが関わった農地集積のマッチングの実績をお調べいただきたいという内容です。貸人・借人の氏名とか、基盤法で締結しているとか、中間管理を使ったとか、何月の総会に関わったかというようなことを教えていただけたらと思います。その右側に、借人が非担い手から新たに担い手になったとか、認定農業者になって活躍してもらえるような形で進めて何人になったかというようなこと、認定新規になっていただいたとか、こういった活動内容の部分を、4月から12月までになりますけれども記入していただいて、事務局までお願いしたいと思います。事務局で把握している部分、例えば、基盤法の届出書に委員さんの名前を書く欄がありますので、または、委員さん自ら借り手になった届出とか、データがある場合はその一覧表も付けておりました。お手間をおかけしますがそういった部分を事務局までお願いしたいと思います。</p> <p>あとは配布しているものの関係になりますけれども、エゴマの作業のチラシをお配りしていたしましたのでよろしく願いいたします。</p> <p>それから本の紹介です。「使い切れない農地をどうするか」、「誰が作るか」といった問題の特集などが出ていまして、参考までにお知らせします。</p> <p>それから、2022年の手帳を互助会費で購入しましてお配りしていたしました。</p> <p>毎度毎度ですけれども、活動報告書の用紙をお配りしていたしました。11月分の用紙をお配りしていましたが12月10日までにお願います。お願いですが、例えば事務局から案内している活動に参加したというだけではなく、農地の相談を受けて話をしたとか、そういったことも記入していただくようお願いいたします。</p> <p>お手数かけますがよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>11月27日のエゴマの選別・水洗いといったようなことも報告書には。</p>

事務局次長	書きます。
議 長	それでは、何か質問等ございますか。
8 番 委 員	8 番、菊池です。この間の運営委員会が終わってから少し考えたのですが、今日の事案について、第5条、6 ページですが、ここの畦畔除去とかのことで。ここは事業を使っているようなことが委員会でも出ていましたが、その辺のことを書いていただければ。そういうことをやらない限り受ける人もないという実情ですから。要望です。
事 務 局 長	はい、お答えします。今回は県の事業になりますけれども、いきいき農村基盤整備事業というのを活用して行っているものです。
8 番 委 員	その事業の中身について。分かる範囲で。
事 務 局 長	はい、大変申し訳ございません。農林課の方の事業になりますので、窓口が。農林課が県の方とやり取りしていますので事業の詳細については分かりかねます。
8 番 委 員	そういうことで、要望ですけれども、なかなか良いことをやっているなど思ってもこちらの方では出てこないこともありますし、結局遊休農地は増えるし、不便なところなのですね。連携してやっていかなければ進まないことですし。部長クラスで声をかけていただければと、要望です。
議 長	要望ということで受けておきますので、その事業に関しては、例えば来月の運営委員会でもいいですし、事業の内容については資料的なものを皆さんに配ってほしいと思います。
事 務 局 長	はい。
議 長	そこは農林課と協議させてください。 その他、ございますか。
農 地 係 長	農地の、貸してもいい農地を探してほしいと依頼されている案件がありまして、その方は現在宮守川上流生産組合オペレーターとして働いていらっしゃる、確か関東から移住されてきた方だったそうなのですが、40歳くらいで、その方がザクロの栽培をしたいということで、面積が1haくらいあるところはないでしょうか、という問い合わせが農業委員会の方に来ております。日照が良く水はけの良い場所を希望しているということで1ha希望されていますが、そこまでなくてもここがいいよという場所があれば事務局に情報提供いただきたいと思います。現在下組町にお住まいで、土地の場所については1時間くらいの範囲であれば通えますということですので市内全域で探しているものなので、農家さんからの情報提供があったり委員さんの方で把握している農地がありましたら、ぜひ事務局に情報提供いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
議 長	それでは、閉じてよろしいでしょうか。
事 務 局	はい。
議 長	<b>【閉会】</b> 以上をもちまして、第155回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

午後 3 時10分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 番 \_\_\_\_\_

同 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_